

# 平成 28 年度事業方針大綱

日本経済の情勢も次世代の成長戦略に向けて期待が寄せられているところであるが、将来的に解決しなければならない社会的課題が浮き彫りとなり、各種改革が進められようとしている。

その諸問題解決のための一翼を担うための制度として、土地家屋調査士制度が位置付けられているものと第一義に考える。

日本土地家屋調査士会連合会の平成 28 年度の事業については、平成 27 年度に進めてきた事業を継続しつつ、更に、土地家屋調査士の専門職能を発揮できる環境を整備・拡充するため、全国の土地家屋調査士会の英知を結集して、土地家屋調査士政治連盟の協力の下、その実現に向けて、次のとおり、平成 28 年度事業方針大綱を策定する。

## 1 土地家屋調査士の「調査権限の強化」と「業務処理環境の改善」

土地家屋調査士による筆界の調査能力を向上させ、業務における調査権等を獲得するため、筆界確認時の「立会要請」、「立会代理」の業務を、法改正等により明文化することを見据えて、土地境界確認に関する法律行為の代理を行う能力を制度の中に位置付ける施策の実現を目指して行動する。

また、土地家屋調査士の関連・附随業務を日常業務として積極的に取り入れ、測量技術・手法の向上等の環境整備を研究し、併せて筆界情報共有化のための環境整備の研究と不動産に係る基礎資料としての基盤情報の構築を通じて、社会から求められる業務領域の拡充を図る。

## 2 「境界紛争ゼロ宣言!!」の継続的発信

土地家屋調査士業務の充実、発展に向けてのキーワードは、少子高齢化、人口の都市一極集中化、空家問題、そして境界の専門家であり、「境界紛争ゼロ宣言!!」にすべて凝縮している。この宣言を社会に根付かせることにより、有益な果実の収穫ができると確信している。

土地家屋調査士会員は継続的な自己研鑽と研修により専門資格者としての能力担保を維持していること、併せて、筆界特定制度や土地家屋調査士会ADRによる土地の境界紛争を解決する情報と手法を有していることを、会員自らが日常業務を通じて国民に示すことができるよう、内外への啓発活動を進める。

そのためには、会員一人一人の思いと力を一つにして組織力を強化し、土地家屋調査士会の自律・自治機能の向上と協力の下、土地家屋調査士制度の社会的認知の向上に邁進する。

### 3 表示登記制度への継続的な提言と運用

オンラインによる表示に関する登記の申請又は嘱託における法定外添付情報の原本提示の省略等の運用改善について、引き続き、添付書類提出の省略等の負担軽減を求め、登記申請における完全オンライン化を目指すための具体的方策を提言する。

不動産登記規則第 93 条不動産調査報告書の改定と運用について、法務省と継続的に協議を行い、新様式とその運用が土地家屋調査士会員に円滑に浸透するよう努め、土地家屋調査士の専門性、知見を最大限に発揮して、オンライン登記申請の利用を更に促進し、国が進める不動産の表示に関する登記事務の適正・効率化に寄与する。

制度発足から 10 周年を迎えた筆界特定制度について、土地家屋調査士は筆界調査委員として、利用者である国民からの信頼と期待により一層応えていく必要があることから、更なる適正かつ迅速な事件の処理を目指すとともに土地家屋調査士会 ADR との連携を模索する。

### 4 地図づくりへの貢献

法務省・法務局が重点的に取り組んでいる登記所備付地図の整備は、土地取引の活性化、公共事業や都市再生の円滑な推進といった観点から極めて重要であり、平成 27 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」に「登記所備付地図の整備の推進」等が明記され、その重要性は各方面に広く認識されるようになってきている。

「登記所備付地図作成作業第 2 次 10 か年計画」を強力に推し進めるため、作業の実施面積が拡大された「従来型」、大都市や地方の拠点都市を対象とする「大都市型」、東日本大震災の被災地を対象とする「震災復興型」の作業に積極的に参画する。

また、地籍調査関連事業への参画強化に取り組み、引き続き、国土調査法第 19 条第 5 項の指定を利用して、土地家屋調査士の日常業務の成果を活用した地図づくりを推し進める。

### 5 公共・公益的な視点からの社会貢献

社会的課題となっている空家対策については、市町村が設置する協議会に土地家屋調査士が構成員として参画するとともに、市町村長から委任を受けて「特定空家等」に該当すると認められる空家等に対して立入調査を行うことが可能とされ、空家等対策の推進への協力が求められている。引き続き、空家等対策の推進に土地家屋調査士の専門的能力が活用されるよう、法務省、日本司法書士会連合会、地籍問題研究会等の関係機関・団体との連携を図り、土地家屋調査士会及び土地家屋調査士政治連盟の協力の下、積極的に推進する。

また、高齢化社会における国家的問題点を踏まえ、地域に根付く土地家屋調査士の特有性を生かした国民に対する法的サービス提供の一つとして、成年後見制度への取組について検討を進める。